



# LINKDrive・LINKPit利用申込書

平成 年 月 日

GMOクラウド株式会社が製造開発し、株式会社ジョイカルジャパンが販売する「LINKDrive」、「LINKPit」で実現するIoTサービスの利用を裏面約款に基づき申込み致します。利用申込金として、初期セットの購入代金の合計欄記載の金額を下記口座へ支払い致します。

貴社名	
住所	〒
電話	
代表者名	印

## 初期セットの構成

<input type="checkbox"/> LINKPit	月額 19,000円 <sup>(×12ヶ月)</sup> (税抜)	<input type="checkbox"/> 一括 228,000円(税抜)
<input type="checkbox"/> LINKDrive	50,000円(税抜)	<input type="checkbox"/> ( ) (税抜)
<input checked="" type="checkbox"/> 申込金・導入費用	120,000円(税抜)	<input checked="" type="checkbox"/> 120,000円(税抜)
<input checked="" type="checkbox"/> 送料	700円(税抜)	<input checked="" type="checkbox"/> 700円(税抜)
(オプション)		
<input type="checkbox"/> LINKPitデバイス	100,000円(税抜)	<input type="checkbox"/> ( ) (税抜)
<b>サポート費用</b>		
<input type="checkbox"/> サポート費用プレミア	訪問研修+集合研修 150,000円(税抜)	<input type="checkbox"/> ( ) (税抜)
<input type="checkbox"/> サポート費用ライト	集合研修 70,000円(税抜)	<input type="checkbox"/> ( ) (税抜)
		( ) (税抜)
		( ) (税込)

<振込先> 芝信用金庫 不動前支店(店番号010)普通預金 0000778  
口座名義 株式会社ジョイカルジャパン

※振込手数料は申込者負担でお願いいたします。 お振込予定日: 月 日

返信 FAX 03-5740-6887

# 約款

利用申込書御社名記載記入者(以下「甲」という)及び株式会社ジョイカルジャパン(以下「乙」という)は、甲乙間において行われるLINKDrive及びLINKPit(以下、「本件製品」という)売買取引に関し、以下約款(以下、「本約款」)に従うものとする。

## 第1条(商品)

- 乙は甲に対し、本件製品を販売し、甲は購入、利用する。
- 本件製品の利用は開発元であるGMOクラウド株式会社(以下、GMOクラウド(株))が定める「LINKDrive利用規約」「LINKPit利用規約」の範囲に準ずる。

## 第2条(売買代金及び利用開始日の設定)

- 甲は、乙に対し、本件製品に係る売買代金および利用代金として、利用申込書記載とおりの代金を支払う。乙は利用申込み後のキャンセルについてはその一切を受け付けないものとする。
- 甲は、乙に対し、前項の売買代金および利用代金を、毎月指定日に翌月分を自動引き落としで支払うものとする。なお、支払いに要する費用、振込手数料(自動引き落とし設定が間に合わない場合も含む)は甲の負担とする。
- 本件製品の利用開始日は商品発送完了後から2週間以内に甲が行う利用認証を以て開始日とする。  
ただし、商品発送完了後、2週間を経過した場合は利用認証が為されたものとみなし、GMOクラウド(株)が設定する利用開始日を以て利用代金の支払いが発生するものとする。よって、利用開始月を含む月間の利用代金の初回請求については前項で示す翌月分の引き落としに算入することができないため、2ヶ月分の請求となる。
- LINKDriveの追加購入についての無料措置は講じられない。乙が提示している代金での購入とする。
- 本件製品の送料は甲の負担とする。
- 本件製品の売買代金にはLINKPitを利用する際のタブレット型のハードウェア代、通信代、電話代、インターネット利用に関わる費用等は一切含まれていない。これら費用は全て甲の負担とする。

## 第3条(利用期間)

本件製品の有効期間は、第2条の3項によって設定された利用開始日から1年間とする。また、甲より利用期間満了3ヶ月前に利用解除の申し入れがない限り、1年間の自動更新とする。以降も同様とする。

## 第4条(利用解除)

- 甲は、本件製品の利用期間中、利用の解除を3ヶ月前に書面をもって乙に通知することにより利用の解除をすることができる。ただし、残存利用期間の利用代金を一括にて全額支払うものとする。
- 売買代金の全部又は一部の返還を求めすることはできない。

## 第5条(引き渡し)

本件製品の引き渡しは甲が乙に売買代金または利用代金を支払ったことを乙が確認した後に行われる。

## 第6条(瑕疵・故障・不具合等)

本件製品の瑕疵、故障、不具合、その他品質上の問題について、メーカーによる保証がある場合にはそれに従うものとし、乙はこれに定める他は一切の責任を負わない。但し、乙の責に帰すべき事由によるものについてはこの限りでない。

## 第7条(損害遅延金)

甲が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、  
年利14.6%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

## 第8条(表明保証)

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用の申込みをするものではないこと。
  - 本製品利用の有効期間中又は終了後といえども、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。  
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 前項1号又は2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - 前項3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - 前項4号の確約に反した行為をした場合
- 第2項の規定により、本件製品の利用が解除された場合、甲は解除により生じる損害について、乙に対し一切の請求を行わない。残存期間の利用代金については一括にて全額支払うものとする。

## 送料テーブル

LINK Pit 1個=1箱  
LINK Drive 10個=1箱  
例:LINK Drive 50個(5箱)注文の際は送料は1,512円になります

2箱まで	756円
4箱まで	864円
個口	送料
2	756円
3	864円
4	864円
5	1,512円
6	1,512円
7	1,620円
8	1,620円
9	2,268円
10	2,268円
11	2,378円
12	2,378円